

## 令和元年度 第1回全国研究部長会

1 期日	令和元年7月4日(木)・7月5日(金)			
2 会場	都市センターホテル (受付 13:00)			
3 出席者	・全公教役員, 研究部員 28名			
	・各都道府県教頭会研究部長			
	北海道ブロック	7名	東北ブロック	6名
	関東甲信越ブロック	12名	東海北陸ブロック	8名
	近畿ブロック	8名	中国ブロック	4名
	四国ブロック	4名	九州ブロック	9名
			(合計)	86名

### 4 内容

【第1日】 司会 [ 石塚研究副部長 ], 記録 [ 武藤研究部員 ]

#### (1) 全体会 13:30~14:00

- ① 開会の言葉 [ 下島副会長 ]
- ② あいさつ [ 多久会長 ]  
[ 村松研究部長 ]
- ③ 自己紹介 全公教研究部 研究部員・担当役員 [ 川島副会長・柴田会計 ]
- ④ 第11・12期「全国統一研究主題・研究の重点」及び「全国共通研究課題」について  
「研究の手引き」をもとに説明 [ 村松研究部長 ]

#### (2) 講話・演習 14:00~16:00 ※休憩を含む

- ① 講師紹介 [ 石塚研究副部長 ]
- ② 講話・演習  
演題 「ESD：学習指導要領が求める日本の学び」  
講師 日本ESD学会副会長  
NPO法人日本持続発展教育推進フォーラム理事  
前江東区立八名川小学校長 手島 利夫 氏

※グループ別会場 A・B…602、C~G…603、H~L…604、M~Q…605

#### (3) ブロック別懇談会I 16:00~17:00

- ① ブロック別懇談会の進め方の説明 (5分程度)
- ② ブロック別懇談  
・講演で体験したESD活動推進していくためには、副校長・教頭として何ができるか  
提案し、班ごとにキャッチフレーズを考える (30分程度)  
・プレゼンテーション (A3またはB2程度の用紙にまとめ、発表者が前に並び一斉に  
見せ、簡単な説明を加える) (10分程度)
- ③ 提案についてのコメント [ 手島氏 ] (10分程度)
- ④ 謝辞 [ 鈴木副会長 ] (5分程度)  
※講師接待 [ 多久会長 ]
- ⑤ 事務連絡

※ブロック別懇談会 役割分担

ブロック(人)		司会者(研究部)	記録者	発表者(プレゼン)
A	北海道 (7)	西村		
B	東北 (6)	柏崎		
C	関東甲信越 (12)	高木		
D	東海・北陸 (8)	武藤		
E	近畿 (8)	鈴木		
F	中国・四国 (8)	小原		
G	九州 (9)	山口		

※記録者・発表者は互選

※ブロック別懇談会会場 A…602 B・D…603 E・F…604 C・G…605

(4) 情報交換会 17:30~19:30 (会場:606)  
 ・出席者 74名 司会 [ 石塚研究部員 ]

【第2日】 司会 [ 石塚研究部副部長 ] , 記録 [ 中川研究部員 ]

(5) 全体会 9:00~9:30

① 全国大会について

- ・61回滋賀県大会について [ 井上 滋賀県研究部長 ] 10分程度
- ・62回岡山県大会について [ 小原 岡山大会研究部長 ] 10分程度

② 質疑(1日目の説明等も含めて)

(6) ブロック別懇談会Ⅱ 9:30~11:00

① 協議についての説明 [ 村松研究部長 ]

② グループ協議

※前日のブロック別懇談会Ⅰと基本的に同じメンバーで行う。

※前年度の課題、今年度の取組に関する情報交換、改善策について協議する。

(7) 全体会 11:00~12:00

① グループ報告 (5分×7グループ)

② 振り返りシートの記入 (10分程度)

③ 終わりの言葉 [ 松澤副会長 ]

## 講師 プロフィール

日本ESD学会副会長  
NPO法人日本持続発展教育推進フォーラム理事  
江東区立八名川小学校 前校長

手島 利夫（てじま としお）氏

### 【略 歴】

1952年、東京に生まれる。2005年以來江東区立東雲小学校長、江東区立八名川小学校長を歴任し、ユネスコスクールとしてESDカレンダーの開発・ESDの推進に努め、両校ともにユネスコスクール・ESD大賞を受賞。2007年以來2018年まで内閣府ESD円卓会議委員等の役職を務め、ESDの普及・拡大に努める。



2014年、ESD世界会合に参加。2015年、博報児童教育振興会より教育活性化部門で博報賞を個人受賞。2017年、八名川小学校がジャパンSDGsアワード特別賞を受賞。2018年、ユネスコスクール/ESD推進功労賞・日本ユネスコ国内委員会会長賞を個人受賞。

2018年退職し、ホームページ「ESD・SDGsを推進する手島利夫の研究室」を開設。

### 【主な役職】

江東区立八名川小学校 前校長（～2018. 3. 31）  
内閣府 ESD円卓会議 前委員（2007～2018）  
NPO法人日本持続発展教育推進フォーラム理事（2018～）  
日本ESD学会副会長（2017～）  
共創型対話学習研究所所長補佐（2018～）

### 【主な著書】

「未来をつくる教育ESDのすすめ」（日本標準ブックレット 2008年）  
「学校発・ESDの学び」（教育出版 2017年）

全国公立学校教頭会  
全国研究部長会

日本ESD学会副会長  
NPO法人日本持続発展教育推進フォーラム理事  
手島利夫

## 「ESD：学習指導要領が求める日本の学び」

0、初めに、教頭先生・副校長先生方に質問します。

- ・学校教育に変革は必要なのか
- ・私たちには、学校を変える力はあるのだろうか
- ・学校教育をどのように変えたらいいのか、明確な方針はありますか
- ・その改革の進め方について、1時間は語れますか
- ・学生時代を振り返って、主体的・対話的な授業を受けてきましたか
- ・授業の中で、主体的・対話的な子どもたちの姿を育てる自信がありますか
- ・今日の講演は、いわゆる講義調にしますか、主体的・対話的なスタイルにしますか

1、「今の社会」を考える。(昔と大きく変わったことって、何だろう)

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

※ まとめると、どんな世界といえるのか・・・

2、「より良い世界を実現し続けるために」、今、世界で解決しなくてはならない課題とは？

3、これからの時代には、どのように学校教育を進めていけばいいのだろうか

4、国としてはどう考えているか（学習指導要領を読み解く）

5、その具体的な理念と対策（別紙資料の他、八名川小学校の取り組みも参考として紹介します）

6、参考資料はホームページ上にもあります。

HP「ESD, SDGsを推進する手島利夫の研究室」、URL：<https://www.esd-tejima.com/>  
ESD・SDGsに関する実践相談のメールも受けています：contact@esdtejima.com

## ESD活動

く未来を築いていくためにく

江東区立八名川小学校長

手島 利夫

こどもたちが生きていく世界は、

ビッグ・データとAIが動かし始めたグローバルな情報化社会である。とても便利で暮らしやすい時代の到来を感じさせるが、その裏、一瞬で世界が壊れかねない、変化が激しく、不安定で厳しい世界でもある。

この世界で求められる資質や能力は、

こどもたちには、自分のよさや可能性に気づき、豊かな人生を開いてもらいたいものだが、同時に、多様な人々と協働しながら様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることも求められている。

具体的には、単なる知識や理解を身にまわっただけでなく、問題に気づき、情報を集め、判断し、問題の解決に向かって学び続ける力や、実践に向かって多様な人々とも協働し実行する力等が求められているのである。

このことは学習指導要領の前文として、新たに明記された重要な課題である。

これに対して、学校の現状はどうだろうか

現在も横行している知識詰め込み型・受験型学力を重視した学校教育では全く歯が立たない課題である。従来の日本の学校教育の成果は、これからの世界ではほとんど役に立たないものであり、学校教育そのものが無用の長物となりつつある。すでに世界の教育情勢から大きく出遅れている現状から目をそむけてはならない。

目くそが鼻くそを笑っている場合ではない。小学校も中学校も、そして高等学校も、日本という国の生き残りをかけて次の視点から学校教育を変革していかなければならない。

一、教師が教える場から学び合う空間へ

「授業」というスタイルは、一見すると集団で学びを進めているように見えるが、多くの場合、学習者相互の学び合いに乏しく、教師が「教えたつもり」になるための演出に満ちている。

教師のための学びではない。学習者相互の多様性を活かし、自分と異なる考えとふれ合い、そこから啓発されるような学びの場づくりを心がけなくてはならない。教師の求めている「答え」に向けて「正解」をするための学習スタイルを止めさせなければならぬ。それには、「教師は教える者」と言った指導観を改め、「教師は気づかせ、互いの学び合いを刺激する者」へと役割意識を変えていく必要がある。

まず教室を、教える場ではなく、学び合う場にしていかななくてはならないのだ。

## 二、教師からコーディネーターへ、そしてフ アシリテーターへ

学び合う空間をどのように作ったらいいのだろうか。

それには、子ども自身の気づきや疑問を大切にし、それを膨らませたり集約化したりしながら、単元を通じた学習問題を作らせ、その解決に向けて様々な角度から学びを進め、情報を集め、整理分析しながら分かったことを共有し、それを元に考え、判断して、自分たちなりの答えを見つけていくことが大切なのである。このような学び方を問題解決的な学習方法と呼ぶ。

一見、手間がかかり効率の悪い学びのように見えるが、その実、学習者が本気になって学ぶので、主体的な学びになり、自分たちで見つけた答えは、借り物の知識とは違い、価値に溢れたものとなる。

主体的な学習から得られた判断には裏付けがあり、説得力もあるのだ。そして、自分たちの行動をも変革していく力にも満ちているのである。また、学習者が必要を感じれば、問題の解決のために周囲に働きかけたり、協働したりするといった、内発的な行動力に発展することもできるのである。

新しい時代の教師の仕事は、このような学習活動が上手く進むように、ねらいに合った仕掛けを考え、出会いや体験を取り入れ、立体的な学びをコーディネートすることである。不用意に答えを教えたがる旧来型の教師は、子どもたちの学習にとって、妨害者ではないのだ。

さらに、フアシリテーターとして子どもの思いを引き出し、子ども同士の思いや学びをつなぎ、視覚的に構成したりしながら方向付けを助言するなど、自分たちで学びを進められるよう、学び方を教えていくことも重要な役割なのである。

問題解決的な学びの中で育った子どもは、「それで、あなたたちはどうするの」と聞かれても、自ら情報を収集し、判断し、意志決定した経験を元に、自分たちのこととして考え、戸惑いながらも自分のたちの考えをまとめることができる。このように、問題解決的な取り組みが、主体的・対話的で深い学びの入り口になるのである。

また、問題を共有し、解決に向けて協働できる真のコミュニケーション能力を育成することなしに英会話のスキルを育てても、中身の無い人間は世界では相手にされない。

いうことを肝に銘じておくべきである。

## 主体的・対話的な学習過程

【学びに火をつける】 ⇨ 【調べる】 ⇨ 【まとめる・実行する】 ⇨ 【伝え合う】

単元全体に関わる大きな問題意識を共有することが重要。目標に向けて、教師の仕掛ける能力が成否を分ける。それまでの常識を覆す事実や驚きのある体験等が学ぶ心に火をつける。

「計画する→調べる」というステップ。予想を立て、何時間で、どんな方法で、だれに聞いて、どこに行つて、何を調べるか、どのようにまとめ、それを誰に伝えるかなど計画を立て進める。

ポートフォリオ等を活用しながら、効率よくまとめる。発表練習では、助言カード等を活用する。友達と練習の交流をさせることで、説得力のある結論が導き出せる。

〇〇報告会、〇〇まつり(ESD学習まつり)など、子どもたちが、学年や学校・地域を越えて発表したり、行動したりする場を設定する。自ら考えたことを進んで実行させる。

## 『こどもの学びに火をつける導入時の3つのステップ』

① ＜問題に気づかせる＞	② ＜ 火をつける ＞	③ ＜テーマを決める＞
1) 体験活動や提示資料をもとに基本的な事実と出会う 2) 体験したり資料を見たりしたことから、多様な気づきや感想などをもち、それを共有する	3) 教師が提示したり、子どもが調べたりして出合った矛盾する事実や意表をつく話や資料等から疑問を感じ、書き出す	4) グループや学級全体で疑問を出し合い、分類・整理してまとめ、学習問題をつくる  5) 問題について、自分なりの予想をする

三、子どもの学びに火をつける  
 このような問題解決的な学習過程を用意してもそれを教師が主導して教え込んでいっては、全く意味が無い。こども自身が学びた

くて仕方なくなるように、単元の導入を工夫しなくてはならない。もし導入に失敗したら、結果としてその単元の全てを教師が教え込むことになるのである。

従来の学校教育では「子どもの学びに火をつける」と言った発想は、あまり見られなかったのだ、どのように進めたら良いのか戸惑う方も多いと思う。ここに掲げた「こどもの学びに火をつける導入時の3つのステップ」は、やや概念的な言葉で示しているの、わかりにくいとは思いますが、授業の構想を練る際に参考にしていただければ幸いです。

### 四、教科中心から総合中心へ

ESDの神髄はカリキュラム・マネジメントにある。そしてその具体的な姿はNEW-ESDカレンダーにある。

従来、各教科で学び、テストをされて終わっていた学びでは深まりなんてあり得ない。そして、そのような学びから、持続可能な世界の創り手など、決して育たない。視点をもって学びをつなげ、発展させるということが重要である。

持続可能な社会づくりに向けた重要な「環境」「人権」「国際理解」といった視点をもってこれらの学びを見直すと、教科・領域に散

らばっていた学びを互いに関連づけることも可能になってくる。

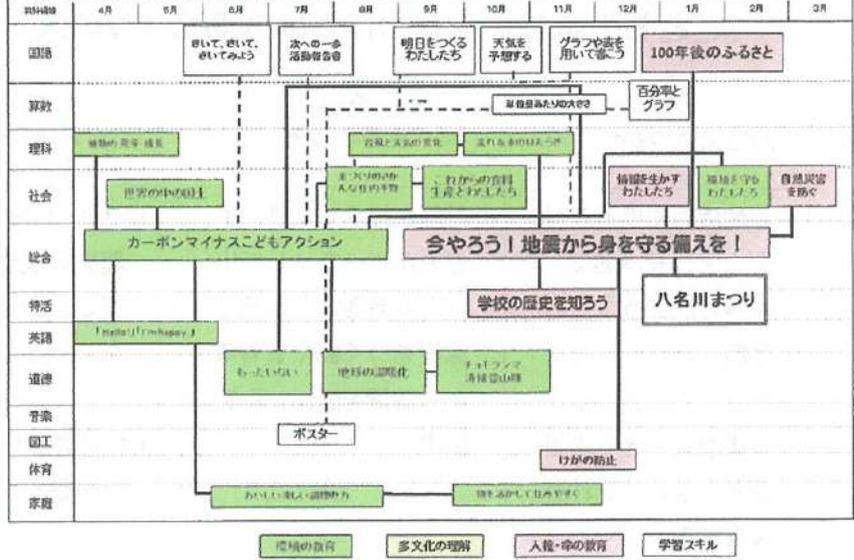
単元相互の関連を線で結び、学習の流れを作ってみよう。その流れの中心に総合的な学習の時間の単元を置いたら、視点をもった学習の流れとして大きなまとまりができることになる。

そこでは、教科の指導では十分な時間をとれなかった体験や見学なども可能になり、学習者が一層、主体的に学べるようになる。また、国語で学んだインタビューの仕方、算数で学んだグラフによるデータ処理等の学習スキルを活かすと、学びがさらに活性化される。

学んだことを活かして、学年を越えた発表会などを工夫すると、学び合いも広がる。そこに尊敬やあこがれが育てば、上級生の発表を自分たちは越えていこうという意気込みも生まれるのだ。そのような所に学校としての学びの進化が始まるのである。

次の図は、八名川小学校の五年が使っているESDカレンダーである。上の、総合的な学習の時間を中心としたイメージマップ部分と、その下の指導計画部分を関連させながら見ていくと、具体的な学びの姿や、地域の

◆学びを深める教科横断的な学びの構築（ESDカレンダーの充実） 八名川小学校5年



学習資源を活かしたまなびの姿が見えてくる。上下がセットになって、その学年のESDの年間指導計画ができています。

つまり、どの学びをどの教科・領域で指導しているどんな単元と、どんな視点（何色の視点）でつなぎ、どんなねらいに向かって、

何時間かけて、どのような学習過程で、どのような外部機関や人材と連携しながら学ぶのか、一目瞭然である。視点ごとに色で分けておくと単元間のつながりが一層よく分かるようになる。

**四、座学から地域に開かれた学びへ**

上記のような指導計画ができると、教科の

江東区立八名川小学校 平成29年度 総合的な学習の時間 第5学年 指導計画

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
「カーボンマイナスこどもアクション」(30時間)						「今やろう！地震から身を守る備えを！」(40時間)					
<p>【ねらい】</p> <p>気候変動対策推進の方針に基づき、カーボンマイナスこどもアクションプランに取り組み、自分たちが環境問題を解決するためにできることを実践していく。</p> <p>【学びに火をつける】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>気候変動対策推進の方針を学び、地球温暖化の被害を調べる。</li> <li>環境に良い行動がされている、地域や機関にアンケートをとり、意見を伝える。</li> <li>アンケート結果から、誰かが取り組める地域にやさしい行動にどのようなつながるか自分のゲームを作る。</li> </ul> <p>【調べる】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>カーボンマイナスに貢献的な活動にどのようなものがあるか調べる。</li> <li>区役所で言うカーボンマイナスこどもアクションプランに取り組み</li> </ul> <p>【まとめる】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地球温暖化を防ぐために自分たちが取り組んだことを振り返り、地中や地域への発表準備を行う。</li> </ul> <p>【つなげる】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地中や地域のクイズや新聞記事などの地域行事を行い、地球温暖化を防ぐ必要後や具体的な手立てを調べる。</li> </ul> <p>【振り返り】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>区役所温暖化対策課</li> <li>区環境を推進する地域の方</li> <li>東京ガス</li> </ul>						<p>【ねらい】</p> <p>地震の恐ろしさを知り、自分や家族の命を守るために、どのような備えが必要かいろいろな人の立場に立って考えていく。</p> <p>【学びに火をつける】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東京消防庁、阿部大震災について知ることを通じ、地震被害の大きさを学ぶ。</li> <li>東京防災の冊子を調製し、準備書・地域へのアンケートを作り、発信する。</li> <li>アンケートの結果を分析し、どのような不備があるか考える。</li> <li>地震への備えを改善するために、どのような備えがあるか考える。</li> </ul> <p>【調べる】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地震への備えを改善するために必要なことを調べる計画を立てる。</li> <li>防災や気象などの専門書を読み、地震への備えを改善する。</li> </ul> <p>【まとめる】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調べたことをまとめ、学年で意見交換を行う。</li> <li>気象や専門家のアドバイスを参考に、防災内容を練り直す。</li> </ul> <p>【つなげる】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「NHK放送局防災クラブ」に参加し、学習の成果を発信する。</li> <li>学習発表会「八名川まつり」で成果を発表する。</li> <li>気象庁の防災から学んだことを自分の力で実践し、その様子を報告、書く。</li> </ul> <p>【振り返り】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>NHK放送局防災クラブ</li> <li>東京防災の冊子（東京府）</li> </ul>					

必要があるのでしょいか。」と問う力なのだ。

時間数に縛られず、発展的な学習活動が可能になる。つまり地域に出かけて現地調査を試みたり、体験的な活動に取り組んで見たり、ゆとりのある学習活動を計画することが可能になる。学習者がねらいさえ明確にもつていけば、価値のある学びが広がるはずである。

座学だけで学んでいては感動的な学習なんて不可能である。様々な体験を通じて理解したことは、学習者の中で生きて働く学びとなり、学習者のその後の人間形成に大きな影響を与えるはずである。そこに価値のある深い学びが育まれ、持続可能な社会の創り手として学び続ける人材が、あなたの経営する学校から育っていくのである。

**五、管理職に求められるもの**

それは、本気でこどもたちの学びやその先の人生を考える洞察力であり、校内の教員を前向きに方向付ける指導力である。

「私たちの（決して「あなたたち」ではありません）今までの指導方法でこれからも教育をやっていると思っていいたら間違いです。知識・理解は大切だけれど、そんな物の価値はこの、ケータイ一個に劣るのです。この学校の授業をどんな学びに改善していく必要があるのでしょうか。」と問う力なのだ。

教育は、教育基本法第1条に定めるとおり、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期すという目的のもと、同法第2条に掲げる次の目標を達成するよう行われなければならない。

- 1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 4 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

これからの学校には、こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の児童が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。このために必要な教育の在り方を具体化するのが、各学校において教育の内容等を組織的かつ計画的に組み立てた教育課程である。

教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる。

学習指導要領とは、こうした理念の実現に向けて必要となる教育課程の基準を大綱的に定めるものである。学習指導要領が果たす役割の一つは、公の性質を有する学校における教育水準を全国的に確保することである。また、各学校がその特色を生かして創意工夫を重ね、長年にわたり積み重ねられてきた教育実践や学術研究の蓄積を生かしながら、児童や地域の現状や課題を捉え、家庭や地域社会と協力して、学習指導要領を踏まえた教育活動の更なる充実を図っていくことも重要である。

児童が学ぶことの意義を実感できる環境を整え、一人一人の資質・能力を伸ば

せるようにしていくことは、教職員をはじめとする学校関係者はもとより、家庭や地域の人々も含め、様々な立場から児童や学校に関わる全ての大人に期待される役割である。幼児期の教育の基礎の上に、中学校以降の教育や生涯にわたる学習とのつながりを見通しながら、児童の学習の在り方を展望していくために広く活用されるものとなることを期待して、ここに小学校学習指導要領を定める。

## 第1章

## 総則

## 第1 小学校教育の基本と教育課程の役割

- 1 各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、児童の人間として調和のとれた育成を目指し、児童の心身の発達段階や特性及び学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。
- 2 学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、第3の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、次の(1)から(3)までに掲げる事項の実現を図り、児童に生きる力を育むことを目指すものとする。
  - (1) 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めること。その際、児童の発達段階を考慮して、児童の言語活動など、学習の基盤をつくる活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、児童の学習習慣が確立するよう配慮すること。
  - (2) 道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養<sup>かんよう</sup>を目指した教育の充実に努めること。

学校における道徳教育は、特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達段階を考慮して、適切な指導を行うこと。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。

道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育

成に資することとなるよう特に留意すること。

- (3) 学校における体育・健康に関する指導を、児童の発達段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。
- 3 2の(1)から(3)までに掲げる事項の実現を図り、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される児童に、生きる力を育むことを目指すに当たっては、学校教育全体並びに各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動（以下「各教科等」という。ただし、第2の3の(2)のア及びウにおいて、特別活動については学級活動（学校給食に係るものを除く。）に限る。）の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしながら、教育活動の充実に努めるものとする。その際、児童の発達段階や特性等を踏まえつつ、次に掲げることが偏りなく実現できるようにするものとする。
- (1) 知識及び技能が習得されるようにすること。
  - (2) 思考力、判断力、表現力等を育成すること。
  - (3) 学びに向かう力、人間性等を<sup>かん</sup>涵養すること。
- 4 各学校においては、児童や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。

## ◎ 第2 教育課程の編成

- 1 各学校の教育目標と教育課程の編成
 

教育課程の編成に当たっては、学校教育全体や各教科等における指導を通し

て育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、各学校の教育目標を明確にするとともに、教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努めるものとする。その際、第5章総合的な学習の時間の第2の1に基づき定められる目標との関連を図るものとする。

## 2 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成

(1) 各学校においては、児童の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む）、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。

(2) 各学校においては、児童や学校、地域の実態及び児童の発達の段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図るものとする。

## 3 教育課程の編成における共通的事項

### (1) 内容等の取扱い

ア 第2章以下に示す各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の内容に掲げる事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱わなければならない。

イ 学校において特に必要がある場合には、第2章以下に示していない内容を加えて指導することができる。また、第2章以下に示す内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は、全ての児童に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において特に必要がある場合には、この事項にかかわらず加えて指導することができる。ただし、これらの場合には、第2章以下に示す各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の目標や内容の趣旨を逸脱したり、児童の負担過重となったりすることのないようにしなければならない。

ウ 第2章以下に示す各教科、道徳科、外国語活動及び特別活動の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので、学校においては、その取扱いについて適切な工夫を加えるものとする。

エ 学年の内容を2学年まとめて示した教科及び外国語活動の内容は、2学年間かけて指導する事項を示したものである。各学校においては、これらの事項を児童や学校、地域の実態に応じ、2学年間を見通して計画的に指導することとし、特に示す場合を除き、いずれかの学年に分けて、又はい

ずれの学年においても指導するものとする。

オ 学校において2以上の学年の児童で編制する学級について特に必要がある場合には、各教科及び道徳科の目標の達成に支障のない範囲内で、各教科及び道徳科の目標及び内容について学年別の順序によらないことができる。

カ 道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容とし、その実施に当たっては、第6に示す道徳教育に関する配慮事項を踏まえるものとする。

(2) 授業時数等の取扱い

ア 各教科等の授業は、年間35週（第1学年については34週）以上にわたって行うよう計画し、週当たりの授業時数が児童の負担過重にならないようにするものとする。ただし、各教科等や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができる。

イ 特別活動の授業のうち、児童会活動、クラブ活動及び学校行事については、それらの内容に応じ、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を充てるものとする。

ウ 各学校の時間割については、次の事項を踏まえ適切に編成するものとする。

(ア) 各教科等のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、各教科等の年間授業時数を確保しつつ、児童の発達の段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定めること。

(イ) 各教科等の特質に応じ、10分から15分程度の短い時間を活用して特定の教科等の指導を行う場合において、教師が、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した中で、その指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該教科等の年間授業時数に含めることができること。

(ウ) 給食、休憩などの時間については、各学校において工夫を加え、適切に定めること。

(エ) 各学校において、児童や学校、地域の実態、各教科等や学習活動の特質等に応じて、創意工夫を生かした時間割を弾力的に編成できること。

エ 総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる

各行事の実施に替えることができる。

(3) 指導計画の作成等に当たっての配慮事項

各学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。

ア 各教科等の指導内容については、(1)のアを踏まえつつ、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、そのまとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加え、第3の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して資質・能力を育む効果的な指導ができるようにすること。

イ 各教科等及び各学年相互間の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようにすること。

ウ 学年の内容を2学年まとめて示した教科及び外国語活動については、当該学年間を見通して、児童や学校、地域の実態に応じ、児童の発達の段階を考慮しつつ、効果的、段階的に指導するようにすること。

エ 児童の実態等を考慮し、指導の効果を高めるため、児童の発達の段階や指導内容の関連性等を踏まえつつ、合科的・関連的な指導を進めること。

4 学校段階等間の接続

教育課程の編成に当たっては、次の事項に配慮しながら、学校段階等間の接続を図るものとする。

(1) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにすること。

また、低学年における教育全体において、例えば生活科において育成する自立し生活を豊かにしていくための資質・能力が、他教科等の学習においても生かされるようにするなど、教科等間の関連を積極的に図り、幼児期の教育及び中学年以降の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、小学校入学当初においては、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行うこと。

(2) 中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領を踏まえ、中学校教育及びその後の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、義務教育学校、中学校連携型小学校及び中学校併設型小学校においては、義務教育9年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程を編成すること。

### 第3 教育課程の実施と学習評価

#### 1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

各教科等の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 第1の3の(1)から(3)までに示すことが偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。

特に、各教科等において身に付けた知識及び技能を活用したり、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等を発揮させたりして、学習の対象となる物事を捉え思考することにより、各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方（以下「見方・考え方」という。）が鍛えられていくことに留意し、児童が各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を図ること。

- (2) 第2の2の(1)に示す言語能力の育成を図るため、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて、児童の言語活動を充実すること。あわせて、(7)に示すとおり読書活動を充実すること。

- (3) 第2の2の(1)に示す情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。また、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。

あわせて、各教科等の特質に応じて、次の学習活動を計画的に実施すること。

ア 児童がコンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動

イ 児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動

- (4) 児童が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を、計画的に取り入れるように工夫すること。

- (5) 児童が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつ

つ体系的・継続的に実施できるよう工夫すること。

- (6) 児童が自ら学習課題や学習活動を選択する機会を設けるなど、児童の興味・関心を生かした自主的、自発的な学習が促されるよう工夫すること。
- (7) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。

## 2 学習評価の充実

学習評価の実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 児童のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにすること。また、各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること。
- (2) 創意工夫の中で学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、学年や学校段階を越えて児童の学習の成果が円滑に接続されるように工夫すること。

# 第4 児童の発達の支援

## 1 児童の発達を支える指導の充実

教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 学習や生活の基盤として、教師と児童との信頼関係及び児童相互のよりよい人間関係を育てるため、日頃から学級経営の充実を図ること。また、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の児童の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方により、児童の発達を支援すること。

あわせて、小学校の低学年、中学年、高学年の学年の時期の特長を生かした指導の工夫を行うこと。

- (2) 児童が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、児童理解を深め、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図ること。
- (3) 児童が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職

業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要しつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。

- (4) 児童が、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、児童や学校の実態に応じ、個別学習やグループ別学習、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、児童の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることや、教師間の協力による指導体制を確保することなど、指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図ること。その際、第3の1の(3)に示す情報手段や教材・教具の活用を図ること。

## 2 特別な配慮を必要とする児童への指導

### (1) 障害のある児童などへの指導

- ア 障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。
- イ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。
- (ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。
- (イ) 児童の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。
- ウ 障害のある児童に対して、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。
- エ 障害のある児童などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童については、

個々の児童の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

- (2) 海外から帰国した児童などの学校生活への適応や、日本語の習得に困難のある児童に対する日本語指導

ア 海外から帰国した児童などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うものとする。

イ 日本語の習得に困難のある児童については、個々の児童の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。特に、通級による日本語指導については、教師間の連携に努め、指導についての計画を個別に作成することなどにより、効果的な指導に努めるものとする。

- (3) 不登校児童への配慮

ア 不登校児童については、保護者や関係機関と連携を図り、心理や福祉の専門家の助言又は援助を得ながら、社会的自立を目指す観点から、個々の児童の実態に応じた情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

イ 相当の期間小学校を欠席し引き続き欠席すると認められる児童を対象として、文部科学大臣が認める特別の教育課程を編成する場合には、児童の実態に配慮した教育課程を編成するとともに、個別学習やグループ別学習など指導方法や指導体制の工夫改善に努めるものとする。

## 第5 学校運営上の留意事項

### 1 教育課程の改善と学校評価等

ア 各学校においては、校長の方針の下に、校務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行うよう努めるものとする。また、各学校が行う学校評価については、教育課程の編成、実施、改善が教育活動や学校運営の中核となることを踏まえ、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意するものとする。

イ 教育課程の編成及び実施に当たっては、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるように留意するものとする。

### 2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 学校がその目的を達成するため、学校や地域の実態等に応じ、教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど、家庭や地域社会との連携及び協働を深めること。また、高齢者や異年齢の子供など、地域における世代を越えた交流の機会を設けること。

イ 他の小学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、中学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。

## ● 第6 道徳教育に関する配慮事項

道徳教育を進めるに当たっては、道徳教育の特質を踏まえ、前項までに示す事項に加え、次の事項に配慮するものとする。

- 1 各学校においては、第1の2の(2)に示す道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（以下「道徳教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開すること。なお、道徳教育の全体計画の作成に当たっては、児童や学校、地域の実態を考慮して、学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに、道徳科の指導方針、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容との関連を踏まえた各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示すこと。
- 2 各学校においては、児童の発達の段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。その際、各学年を通じて、自立心や自律性、生命を尊重する心や他者を思いやる心を育てることに留意すること。また、各学年段階においては、次の事項に留意すること。
  - (1) 第1学年及び第2学年においては、挨拶などの基本的な生活習慣を身に付けること、善悪を判断し、してはならないことをしないこと、社会生活上のきまりを守ること。
  - (2) 第3学年及び第4学年においては、善悪を判断し、正しいと判断したことを行うこと、身近な人々と協力し助け合うこと、集団や社会のきまりを守ること。
  - (3) 第5学年及び第6学年においては、相手の考え方や立場を理解して支え合うこと、法やきまりの意義を理解して進んで守ること、集団生活の充実に努めること、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する

とともに、他国を尊重すること。

- 3 学校や学級内の人間関係や環境を整えとともに、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導内容が、児童の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。
- 4 学校の道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表したり、道徳教育の充実のために家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。

第61回全国公立学校教頭会研究大会 滋賀大会

**開 催 要 項**

- 1 大会主題 「豊かな人間性と創造性を育み未来を拓く学校教育」  
 第11期全国統一研究主題  
 キーワード 〈自立・協働・創造〉  
 サブテーマ 「身近な環境との関わりを通じ 持続可能な社会の担い手となる子供の育成」
- 2 主催 全国公立学校教頭会 近畿公立学校教頭会 滋賀県小中学校教頭会
- 3 後援 (予定) 文部科学省・全国都道府県教育長協議会・滋賀県・大津市  
 滋賀県教育委員会・大津市教育委員会・全国連合小学校長会・全日本中学校長会  
 全国へき地教育研究連盟・滋賀県都市教育長会・滋賀県町村教育長会  
 滋賀県小学校長会・滋賀県中学校長会・公益社団法人日本PTA全国協議会  
 滋賀県PTA連絡協議会・一般社団法人滋賀県教育会  
 公益財団法人日本教育公務員弘済会滋賀支部 (順不同)
- 4 開催期日 2019年7月31日(水)・8月1日(木)・2日(金)
- 5 開催地 滋賀県大津市・草津市
- 6 会場 全体会場：びわ湖大津プリンスホテル  
 分科会場：びわ湖大津プリンスホテル・琵琶湖ホテル・ロイヤルオークホテル  
 クサツエストピアホテル・ホテルポストンプラザ草津びわ湖
- 7 日程

	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00
【1日目】 7月31日(水) びわ湖大津プリンスホテル					受 付	開 会 行 事	シンポジウム			
【2日目】 8月1日(木) 各会場		受 付	分科会		昼 食	分科会				
【3日目】 8月2日(金) びわ湖大津プリンスホテル		受 付	研究の まとの	記念講演	開 会 行 事					

- 8 シンポジウム  
 テーマ「身近な環境との関わりを通じ 持続発展可能な社会の担い手となる子供の育成」  
 コーディネーター 小林圭介氏 [滋賀県立大学名誉教授]  
 シンポジスト 勝山浩司氏 [一般財団法人教職員生涯学習福祉財団専務理事・事務局長  
 国立大学法人 東京学芸大学 顧問]  
 シンポジスト 今関信子氏 [児童文学作家]  
 シンポジスト 小林徹氏 [オブテックスグループ株式会社 取締役相談役]
- 9 記念講演  
 講師 今森光彦氏 [写真家]  
 演題 「琵琶湖水系の美しい自然」

# 全体会場 分科会会場図



## ■大会お問い合わせ先

第61回 全国公立学校教頭会研究大会  
 第57回 近畿公立学校教頭会研究大会  
 2019年度 滋賀県小中学校教頭会研修会

全国公立学校教頭会研究大会 滋賀大会 実行委員会

実行委員長 高嶋 利明

〒520-0051 滋賀県大津市梅林一丁目4-15 教育会館内

[TEL]077-525-1011 [FAX]077-521-7345 [E-mail]shiga-25@estate.ocn.ne.jp

●第2次案内掲載先…全国公立学校教頭会ホームページ(<http://www.kyotokai.jp>)内滋賀大会 第2次案内



## ■大会参加・宿泊のお問い合わせ先

株式会社 日本旅行 滋賀教育旅行支店

〒525-0025 滋賀県草津市大路一丁目10-1

[TEL]077-563-2001 [FAX]077-562-5613 [E-mail]kyotokai@nta.co.jp



## 令和2年度 全国教頭会研究大会岡山大会に関わる進捗状況・今後の予定

2019/6/11現在

### 1 岡山大会に関わる決定事項

※①～⑤は決定概略参照

- ① 第12期研究主題
- ② 研究大会サブテーマ
- ③ 開催日と開催会場と日程
- ④ シンポジウムシンポジスト・コーディネーター
- ⑤ 記念講演講師
- ⑥ 業務委託（関連業社）について

◇大会案内〈2次案内の参加申込書〉、大会参加者集約、宿泊関係、ジップアリーナ以外の分科会場手配・提言者研修会会場・懇親会会場、分科会場レイアウト、弁当、土産等の販売手配、臨時バス手配・・・日本旅行

◇ジップアリーナ会場設営・メインアリーナ分科会用模様替え・撤収関係、全体会映像音響関係、全体会司会者、大会記録写真、サブアリーナ外部エアコン、運動公園駐車場等の警備、各種看板・案内標示等・・・ダスキレントオール岡山イベントセンター

◇印刷物関係・・・・・・・・・・友野印刷

◇手提げ袋、観光パンフレット、観光マップ、大型名札ケース

・・・・・・・・おかやま観光コンベンション協会

### 2 今後の主な予定

- ◇ 4月・・・人事異動に伴う役員や係担当の差し替え
- ◇ 5月・・・岡山大会役員会（2019年度役員構成・職務内容・スケジュール確認）
- ◇ 6月・・・岡山大会県内発表者による第1回提言者会  
岡山大会実行委員会（新しい構成員によって）  
※以降、適宜、役員会・部会・実行委員会を開催  
大会シンボルマークの決定  
郷土文化紹介の決定  
滋賀大会閉会行事での次期開催県紹介プランの決定
- ◇ 7月・・・滋賀大会閉会行事での次期開催県紹介準備  
特別分科会Ⅱの内容決定  
分科会開催会場の決定及び各分科会参加者数の決定  
滋賀大会に岡山大会実行委員代表 前日打合せ会・リハーサルから参加
- ◇ 8月・・・滋賀大会に岡山大会実行委員代表参加、次期開催県紹介  
滋賀大会と札幌大会運営に基づき、各部の1年間の行動計画の立案  
分科会ごとの各都道府県別の参加者数決定
- ◇ 9月・・・岡山大会分科会発表者・発表内容の概要集約  
岡山大会第1次案内原稿作成
- ◇ 10月・・・全国公立学校教頭会研究大会引継会（東京・10月18日（金））  
岡山大会第1次案内発送
- ◇ 11月・・・岡山県公立小中学校教頭会研修大会鏡野大会（鏡野町・11/1（金））  
岡山大会県内発表者による第2回提言者会  
提言原稿を全公教に提出  
中国地区公立学校教頭会研究大会島根大会（松江市・11/29（金））
- ◇ 12月・・・岡山大会第2次案内原稿作成
- ◇ 1月・・・全国公立学校教頭会提言者研修会（岡山市・1/18（土））
- ◇ 2月・・・全国公立学校教頭会中央研修大会（東京・2/7（金））  
岡山大会第2次案内発送
- ◇ 3月・・・各部の年度内の進捗状況及び次年度の行動計画作成、引継ぎ

令和元年度 全国研究部長名簿

政 府 会 社 副 校 長 会 名	氏 名	学 校 名	郵便番号	学 校 住 所	電 話
北 海 道	佐野 浩志	札幌市立北九条小学校	060-0809	札幌市北区北9条西1-1	011-736-2564
青 森	武井 まゆみ	青森市立荒川中学校金浜分教室	030-0145	青森市金浜字伊吹22-1	017-762-2551
岩 手	田代 康弘	盛岡市立汲民中学校	028-4134	盛岡市下田字下田106	019-683-2150
宮 城	長田 博史	仙台市立南材木町小学校	984-0805	仙台市若林区南材木町84	022-222-6847
秋 田	大山 裕	秋田市立土崎中学校	011-0941	秋田市土崎港北1-3-1	018-845-0406
山 形	星川 仁一	山形市立第一中学校	990-0023	山形市松波三丁目1-1-15	023-622-0121
福 島	河野 英明	福島市立福島第四小学校	960-8001	福島市天神町11-31	024-534-0141
茨 城	永井 英夫	つくば市立学園の森義務教育学校	305-0816	つくば市学園の森2-15-1	029-846-3115
栃 木	松原 伸夫	宇都宮市立清原中央小学校	321-3237	宇都宮市道場宿町848	028-667-0106
群 馬	二宮 一浩	太田市立綿打中学校	370-0346	群馬県太田市新田上田中町182-1	0276-56-1005
埼 玉	田山 豊	さいたま市立道祖土小学校	336-0907	さいたま市緑区道祖土1-1-1	048-885-2512
千 葉	門脇 英貴	印西市立平賀小学校	270-1605	印西市平賀1161-2	0476-98-1151
東京都小	吉原 勇	杉並区立方南小学校	168-0062	杉並区方南1-52-14	03-3322-7661
東京都中	関山 康紀	台東区立浅草中学校	111-0051	台東区蔵前1-3-4	03-3866-5169
神奈川小	牧野 賢治	平塚市立松延小学校	254-0901	平塚市纏226	0463-31-9551
神奈川中	清水 誠	座間市立座間中学校	252-0021	座間市緑ヶ丘4-6-10	046-251-0135
山 梨	砂長 充郎	甲府市立池田小学校	400-0067	甲府市長松寺町7-1	055-222-8271
新 潟	山田 淳	新潟市立女池小学校	950-0941	新潟市中央区女池6-4-1	025-285-6795
静 岡	小山 貴広	浜松市立尾奈小学校	431-1324	浜松市北区三ヶ日町下尾奈1431	053-525-0164
富 山	佐藤 龍也	富山市立北部中学校	931-8452	富山市東富山寿町2-4-52	076-438-5161
石 川	神農 幸子	金沢市立清泉中学校	921-8042	金沢市泉本町3-3	076-226-0881
福 井	岩崎 俊文	敦賀市立栗野中学校	914-0146	敦賀市金山78-1-1	0770-22-1430
愛 知	高木 千豊	一宮市立尾西第二中学校	494-0012	一宮市明地字油屋前30	0586-28-8767
名 古 屋	廣瀬 敦	名古屋市立下志段味小学校	463-0003	名古屋市守山区下段味島/口1825	052-736-9814
岐 阜	武藤 広朗	岐阜市立加納中学校	500-8252	岐阜市加納舟田町9	058-271-3577
三 重	小林 信行	桑名市立久米小	511-0937	桑名市志知3846-1	0594-31-3761
滋 賀	井上 崇子	彦根市立稻枝西小学校	521-1133	彦根市本庄町3583	0749-43-2114
京 都	鈴木 克治	京都市立松尾中学校	615-8205	京都市西京区松室中溝町101	075-391-9622
大 阪	加藤 圭亮	大東市立深野小学校	574-0072	大東市深野4-15-1	072-871-0411
兵 庫	近成 真介	丹波篠山市立今田小学校	669-2133	丹波篠山市今田町下小野原61	079-597-2019
神 戸 小	若松 和弘	神戸市立八多小学校	651-1343	神戸市北区八多町附物876	078-982-0048
神 戸 中	川原 耕一	神戸市立長田中学校	653-0025	神戸市長田区真野町8-1	078-671-3757
奈 良	木谷 博記	大和郡山市立郡山北小学校	639-1160	大和郡山市北郡山町115	0743-53-2807
和 歌 山	中西 健	那智勝浦町立下里中学校	649-5142	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町下里480	0735-58-0009
鳥 取	尾西 美弥子	琴浦町立赤碕中学校	689-2501	鳥取県東伯耆郡琴浦町赤碕1922-1	0858-55-0002
島 根	坂田 幸義	松江市立古江小学校	690-0151	松江市古曾志町1759	0852-36-8752
岡 山	有元 満治	津山市立津山西中学校	708-0013	津山市二宮1256-1	0868-28-0141
山 口	木村 満彰	柳井市立柳東小学校	742-0021	柳井市柳井964-1	0820-22-0625
徳 島	三橋 和博	那賀町立鷲敷中学校	771-5203	徳島県那賀郡那賀町和食郷字南川119	0884-62-2016
香 川	涌嶋 徹壽	高松市立協和中学校	761-0311	香川県高松市元山町88-2	087-867-5937
愛 媛	中山 正信	松山市立垣生小学校	791-8044	松山市西垣生町730-1	089-972-1239
高 知	川村 一弘	高知市立三里小学校	781-0112	高知県高知市仁井田1356	088-847-0271
福 岡 小	河上 忠司	大野城市立御笠の森小学校	816-0912	大野城市御笠川1-7-1	092-504-1431
福 岡 中	白土 真二郎	福津市立津屋崎中学校	811-3304	福津市津屋崎1-5-16	0940-52-0056
佐 賀	善 理右彦	佐賀市立春日北小学校	840-0202	佐賀県大和町大字久池井1777-1	0952-62-5988
長 崎	山口 靖生	長崎市立野母崎小学校	851-0505	長崎市野母町1	095-893-0012
熊 本	西岡 智洋	熊本市立奥古閑小学校	861-4125	熊本市南区奥古閑町4072	096-223-0045
大 分	汐見 美樹	大分市立大在小学校	870-0263	大分市横田1-15-58	097-592-0004
宮 崎	尾崎 浩一	加納小学校	889-1605	宮崎市清武町加納甲1010	0985-85-3100
鹿 児 島	瀬戸口 浩司	鹿児島市立伊敷台中学校	890-0007	鹿児島市伊敷台1-3-1	099-228-8114
沖 縄	松原 伸一	那覇市立真和志小学校	902-0064	那覇市寄宮3-1-1	098-917-3316